

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは毎日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第九号

昭和三十六年十月鳥取県告示第六百五十一号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(滋賀県)の指定は、昭和三十七年一月八日限り解除する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県告示第十号

昭和三十六年十月鳥取県告示第六百三号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(奈良県)の指定は、昭和三十七年一月八日限り解除する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇ 告示
- △ 告示 次  
豚の移入禁止区域の解除
- △ 牛の肝てつ検査の実施
- △ ひな白痢検査の実施
- △ 建設業者の登録、
- △ 土地分配計画の作成
- △ 教委告示 定例教育委員会の招集
- △ 公安告示 聽聞会の開催
- △ 公告 合格者発表

00329

3 昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (認)

00328

昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (認) 2

## 鳥取県告示第十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査法  
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン、ビチノール製

## 鳥取県告示第十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査……牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれら

の牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

別 表	実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
	一 次	二 次	
	一月十六日	一月十九日	八頭郡河原町河原区
			河原検診場
	二十七日	二十九日	八上区 袋田
	二十二日	二十五日	散岐区 佐貫
	二十三日	二十六日	河原町国英区 山手

## 剤投与

別 表	実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
	一月十六日	日野郡江府町江尾地区	洲ヶ崎、武庫、荒尾山口、日ノ渚
	一月十七日	神奈川地区	大万、江尾、小江尾家畜検診場
	一月十八日		吉原、西成、袋原
	一月十九日		田、下安田
	一月二十日	江尾地区	久連、佐川
	一月二十一日		柿原
	一月二十二日		溝口町二部地区
	一月二十三日		福岡
	一月二十四日		烟池、郷原
	一月二十五日		二部、問地
	一月二十六日		福吉、藤屋
	一月二十七日		
	一月二十八日		
	一月二十九日		
	一月三十日		
	一月三十一日		

昭和37年1月12日

00331

金曜日 鳥取県公報 第3290号 (第3種郵便物認)

5

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二 実施の区域 別表のとおり

一 実施の目的 ひな白痢予防のため  
及ぼ場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年一月十二日

鳥取県告示第十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

## 別表

実施期日 実施区域 実施場所  
一月二十七日 西伯郡大山町所子地区 若木隆政種鶏場

## 別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法  
ひな白痢急速診断法

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

4

00330

昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (第3種郵便物認)

別表	実施期日	実施区域	実施場所
第一次	一月十六日	西伯郡中山町大都	大都家畜 検診所
第二次	一月十九日	西伯郡中山町大都	大都家畜 検診所
	一月二十一日	大山町赤松	赤松
	一月二十二日	大山町赤松	赤松
	一月二十三日	大山町赤松	赤松
	一月二十四日	大山町赤松	赤松
	一月二十五日	大山町赤松	赤松
	一月二十六日	大山町赤松	赤松
	一月二十七日	大山町赤松	赤松
	一月二十八日	大山町赤松	赤松
	一月二十九日	大山町赤松	赤松
	一月三十日	大山町赤松	赤松
	一月三十一日	淀江町宇田川地区	宇田川

鳥取県告示第十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

00333

7 昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (第3種郵便物認可)

7 昭和37年1月12日

金曜日

鳥取県公報 第3290号

(第3種郵便物)  
認可

00332

昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (認可) 6

(第3種郵便物)  
認可

6

鳥取県告示第十五号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年一月十二日

鳥取縣告示第十六号

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要	要 求
鳥取県知事登録 (と) 第七八八号	昭三六、一二、二二	沢田建設(有)	東伯郡大栄町龜谷	沢田 輝彦	土木工事	

鳥取県告示第十七号

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号 登録年月日 名称  
主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

石場輝彦  
土木一式工  
石場建設  
八頭郡郡家町久能寺  
昭三六、一二、一一  
(と) 第七八六号

第七八七号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

鳥取県知事登録番号　登録年月日　商号又は名称　主たる営業所所在地　申請者氏名　まつ消年月日  
（一）第五二七号　昭三五、一〇、三〇　沢田組　東伯郡大栄町龜谷　沢田常寿　昭三六、一二、二一

鳥取県告示第十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

00335

9 昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (第3種郵便物)  
認 可

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会告示第二号

古物営業法（昭和二十四年法律第八百八号）第二十五条  
の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年一月十二日

1 本籍 熊本県菊池郡泗水村大字福本一、六七八  
元住所 鳥取市藪片原町五

江上 千枝子

2 本籍 八頭郡用ヶ瀬町字屋住一一の一〇  
元住所 鳥取市東品治町二区六の一〇

池内 マス子

3 本籍 八頭郡安部村大字小別府四八九  
元住所 鳥取市藪片原町二二

中島 すみ子

4 本籍 岩美郡津ノ井村字紙子谷四九  
元住所 鳥取市藪片原町二六

今井 鈴子

二 聽聞の期日 昭和三十七年一月二十四日 午前十時から

三 聽聞の場所 鳥取市西町 鳥取県警察本部

1 本籍 気高郡小鷺河村河内二、六六八  
元住所 鳥取市吉方三三〇の八

竹安 義晴

二 聽聞の期日 昭和三十七年一月二十四日 午前十時から

三 聽聞の場所 鳥取市西町 鳥取県警察本部

00334

昭和37年1月12日 金曜日 鳥取県公報 第3290号 (第3種郵便物) 認可 8

区分	地区名	所 在 地	入 数	植 被 率	要 求
	郡市	町村	大字	予定壳渡面積	摘要
土地	大山(神田)	西伯	名和 加茂	三口 四九、〇〇〇	新規入植三口(一戸)入植番号三〇番 反(新規処分)壳渡予定期日昭和三十七年七月一日
計				三口 四九、〇〇〇	

**教育委員会告示**

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 日時 昭和三十七年一月十二日 午後一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会議室

三 議題 1 文化財の指定に関する諸問について

---

**公安委員会告示**

鳥取県公安委員会告示第一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年一月十二日

## 公 告

昭和三十六年度鳥取県改良普及員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者 受験番号 氏 名	受験番号 氏 名
一 势木絃治郎	一二 三木 孝文
二 青木 充宏	一三 村上 義晴
三 秋田 喜和	一四 山岡 忠司
四 池本 謙男	一五 岸本 堅治
五 滝本 輝幸	一六 宮本 黙
六 寺尾 一男	一七 玉川 栄伸
七 中尾 徳男	一八 橋崎 史郎
八 中村 正秀	一九 川戸 義行
九 野口 省三	二〇 松下 清寿
一一 松島 泰朗	益夫

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 日 火 金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印 刷 所

鳥取県鳥取市栗谷町

大栄印刷所

所

(定)

一部月額

120円

(配達料共)

二二 株本 嘉久	二七 三井 英世
二三 平田 克明	二八 児島 明尋
二四 伊藤 博則	二九 大友 譲二
二五 宮本 義行	三〇 中川 善紀
二六 一瀬 啓彦	
二七 生活改良普及員資格試験合格者 受験番号 氏 名	受験番号 氏 名
一 藤田 俊江	一二 徳岡 千里
三 小谷 八重子	一三 和田 澄恵
五 田口 晴恵	一七 田中 幸恵
七 山本加寿子	一八 井上 二葉
八 渡辺 祥子	一九 岩崎 満子
一一 野口 素子	